

豊田市立道慈小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。

これらの基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からわずかな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進めなければならない。

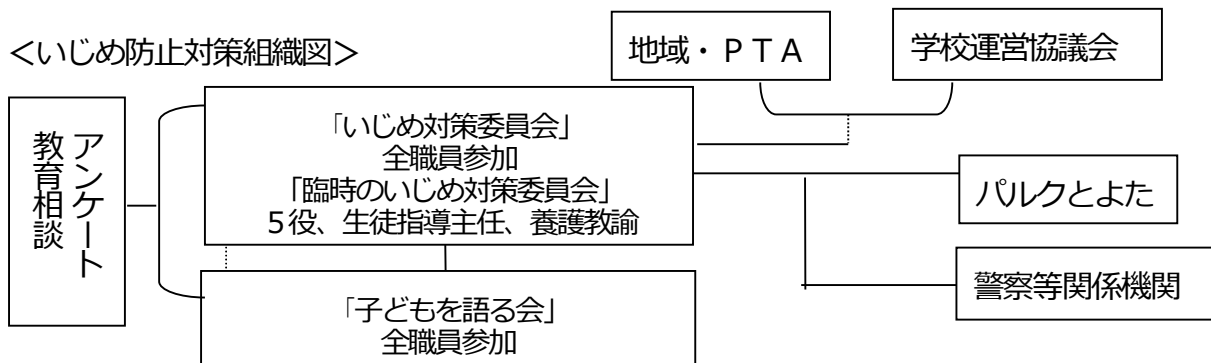
本校では、子どもたちに分かりやすい行動目標として、「時間・あいさつ・よい行い」を全校児童の合言葉として設定し、子ども自身が規範意識を高める指導を行うとともに、「友達のよさを見つける」目を育て、学校教育全体を通して、仲間のことを考え、思いやる心を高める指導を強化していく。学校生活では、異学年集団での縦割り班を編成し、給食の会食や清掃活動などの日常生活を過ごしている。さらに、異学年全校活動や全校遊びなどの特別活動にも縦割りを活用することで、学年を超えたつながりを大切にしている。

児童自身が互いの「よい行い」を全校に広めるために、「輝く！道慈っ子」コーナーを児童昇降口正面に設置し、学校生活で気づいた友達のよい行いをメッセージカードに書いて掲示していく。同級生の「よい行い」だけでなく、学年を超えた「よい行い」を認め合う活動に広げていくことで、学校全体の取組としていく。また、児童の善行を称賛する「道慈賞」を担任から贈り、児童の善行について保護者の理解も得るようにし、保護者・地域との連携を取りながら、いじめ防止に努めていく。

2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ対策委員会（年2回）」と「子どもを語る会（年11回）」をそれぞれ設置し、いじめのわずかな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

「いじめ対策委員会」のメンバーは、全職員で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラーや学校アドバイザー等を加える。また、いじめの発見・通報を受けたら「臨時のいじめ対策委員会」を開き、そのメンバーは、校長、教頭（教育相談コーディネーター）、主幹教諭、教務主任、校務主任、生徒指導主任、養護教諭（教育相談主任）で構成する。



(1) 「いじめ対策委員会」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・学校評価アンケートを実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・心のせんたくアンケート（いじめアンケート）や教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策を講じる。
- ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
 - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがある場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

(2) 「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」の開催時期

- ア 「いじめ対策委員会」（6月、11月）「子どもを語る会」（原則毎月第2か第3木曜日の年11回）
 - ・児童の現状を把握し、全職員の共通理解を図り、いじめへの対応策を検討する。
 - ・子どもを語る会で、問題が解消した場合の事後の様子を把握する。
- イ 必要に応じて随時

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 給食や道慈山観音寺清掃の縦割り班活動、異学年交流の場となる縦割り遊びを通して、児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく異学年交流を進める。
- イ 「輝く！道慈っ子」コーナーを設けて、児童が互いのよいところを見つけ、認め合う心を育てる。
- ウ 児童の思いや考え、努力を認め、自己有用感や自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- エ 教育活動全体を通して、道徳教育（道徳授業参観など）・人権教育（「障がいを理解する実践教室」など）の充実を図るとともに、体験活動（「道慈山観音寺ボランティア清掃」など）を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- オ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、インターネットネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 一人一人への声かけや観察を通して、児童の表情や行動、心の変化をつかむことに心がけ、教師と児童との温かい人間関係づくりに努める。
- イ 年 11 回（月ごと）の「子どもを語る会」で、全教職員が情報を共有し、いじめの兆候を見逃さないよう早期発見・早期対応に努める。
- ウ いじめ発見の視点・いじめ発見時の校内の対応・体制等いじめに関する校内研修を行い、教師の意識を磨き、組織で対応できる体制を整える。
- エ 全校で、心のせんたくアンケート（いじめアンケート）及び教育相談を前・後期（6月、11月の年2回）に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
- オ 連絡帳や電話での連絡、家庭訪問、学級の様子を伝える学級通信の発行などにより、日頃から保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- カ 「いじめ相談電話」等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「臨時的いじめ対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや豊田市青少年相談センター（パルクとよた）のスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、豊田・加茂児童・障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、早期解決を図る。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、P D C Aサイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）で見直し、実効性のある取組にする。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケート（保護者、自己評価）を実施し、いじめ防止対策組織でいじめに関する取組の検証を行う。また、学校アドバイザー会議でご助言をいただく。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する教職員の研修については、O J T研修を年間計画に位置付け、外部研修にも随時参加し、児童理解やいじめ対応に関する資質向上に努める。
- (2) 「いじめ防止基本方針」は、ホームページに掲載する。

(3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
 <取組の年間計画>

	いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携	
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↑	○「いじめ防止基本方針」の確認 ○「子どもを語る会」	○学級開き ○異学年全校活動 「新入生を迎える会」	○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知 ○身体測定	○ホームページに、「いじめ防止基本方針」を掲載する。
5月		○「子どもを語る会」 ○教員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施→検証	○道慈山観音寺ボランティア清掃 ○縦割り遊び		○「いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）」の実施
6月		○「子どもを語る会」 ○「いじめ防止対策委員会」		○「心のせんたくアンケート（いじめアンケート）」	○公開授業 ○学校保健委員会 ○運営協議会
7月		○「子どもを語る会」	○縦割り遊び	○教育相談週間	○個別懇談会
8月		○中間評価→検証			
9月		○「子どもを語る会」	○被災体験学習	○身体測定	○公開授業 ○学校保健委員会 ○運営協議会
10月		○「子どもを語る会」	○縦割り遊び		○運動会
11月		○「子どもを語る会」 ○「いじめ対策委員会」	○道慈山観音寺ボランティア清掃	○「心のせんたくアンケート（いじめアンケート）」	
12月		○「子どもを語る会」 ○全教職員による「学校評価アンケート」 ○教員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施→検証	○人権週間 ○赤い羽根募金活動	○教育相談週間	○公開授業 ○個別懇談会 ○保護者への学校評価アンケート ○「チェックシート（保護者用）」の実施（2回目）
1月		○「子どもを語る会」	○縦割り遊び	○身体測定	
2月		○「子どもを語る会」			○道慈フェスティバルの公開
3月		○学校関係者評価の結果を検証、「基本方針」の見直し ○「子どもを語る会」	○6年生と思い出を作る会		○学校運営協議会
通年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○伝達講習を定期的に行う（OJT） ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、情報モラル指導、分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○日記指導	○登下校の安全指導 ○学校だよりの発行	

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。